

福井県報

第 1976 号
平成 20 年
10月3日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

目 次

- 有害な興行の指定（五五九・県民安全課）……………一
- 有害な図書等の指定（五六〇・同）……………一
- 障害者自立支援法の規定による指定
- 自立支援医療機関の指定（五六一・障害福祉課）……………二
- 障害者自立支援法の規定による指定
- 自立支援医療機関の変更（五六二・同）……………三
- 母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定（五六三・健康増進課）……………三
- 保安林の指定の予定（五六四・五六五・森づくり課）……………四
- 公有水面埋立てのしゅん功認可（五六六・港湾空港課）……………四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（男女参画・県民活動課）……………五
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（四件・商業・サービス業振興課）……………五
- 土地改良区の役員の退任（二件・丹南農林総合事務所）……………七
- 土地改良区の役員の就任（同）……………七
- 所在の不明な者に対する保安林の指定の予定の通知（森づくり課）……………八
- 基本測量の実施（土木管理課）……………八

告 示

福井県告示559号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年10月3日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	好きもの家系 ところけて濡れる	オーピー映画
映画	浮気相姦図 のけぞり逆愛撫	オーピー映画
映画	愛人熟女 肉奴隷従縄責め	オーピー映画
映画	母性愛の女 屋間からしたい	新日本映像
映画	新日本映像ニュース〈母性愛の女 屋間からしたい〉	新日本映像
映画	AVない奴ら	アップリック
映画	桃香クリニックへようこそ	アップリック

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成20年9月22日

福井県告示560号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第11条第1項の規定に基づ

き、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成20年9月22日

図 書 等 名	雑誌番号等	制作所、発行所等名
COMIC キャンドール VOL.57	20839-10/12	実業之日本社
コミックホットミルタ10月号	13941-10	(株)コアマガジン
ナマイキッ！10月号	06909-10	(株)竹書房
コミック June10月号	03843-10	(株)マガジン・マガジン
恋愛美人[イフ]10月号	19615-10	(株)セブン新社
危険な愛体験 Special10月号	02971-10	バナジー出版(株)
Lady's Comic Special AY A10月号	09671-10	(株)宙出版

雑誌（DVD付）

TOP TEN MATE10月号	06703-10	若生出版(株)
ストリート・シュガー10月号	04167-10	(株)サン出版
ウオーA組 Special10月号	01807-10	(株)サン出版
勝ち組 CELBI10月号	12337-10	(株)東京三世社
DVD DOKAN10月号	06481-10	曙出版(株)
BOMBER SUPER LADY vol.11	08514-10	K K ベストセラーズ
Oh! Cute K Girls	66073-15	(株)ダイアプレス
別冊コミックまあるまん10月号	07957-10	(株)ぶんか社
ヤンモモ10月号	08841-10	メデア・ア・クライン(株)
こまち VOL.1	12956-10	(株)ジーオーテアー

福井県告示第561号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

薬局

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	指定日
-----	-----	-------------	-------	-----	-----------------------	-----

加藤薬局芝原店	越前市芝原5丁目11-2	取締役社長 加藤 守男	取締役社長 加藤 守男	越前市府中2丁目7-17	精神通院医療	20.9.1
あすなる薬局	鯖江市旭町3丁目6番10号	株式会社あすなる 代表取締役 内田貴之	代表取締役 内田貴之	鯖江市旭町3丁目6番10号	精神通院医療	20.9.17

福井県告示第562号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、変更の届出を受けたので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

薬局

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	担当する 自立支援 医療の種類	廃止日
あわの薬局	敦賀市和久野14号15-1	有限会社保健共同企画ふくい 代表取締役 青山 睦美	有限会社保健共同企画ふくい 代表取締役 青山 睦美	福井市光陽3丁目4-12	精神通院医療	20.10.13

福井県告示第563号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

名 称 加藤薬局 芝原店
所在地 越前市芝原5丁目11-2
開設者 越前市府中2丁目7-17
有限会社加藤薬局
取締役社長 加藤守男
名 称 あすなる薬局
所在地 鯖江市旭町3-6-10
開設者 鯖江市旭町3-6-10
株式会社あすなる

代表取締役 内田貴之
指定年月日 平成20年10月3日

福井県告示第564号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

今立郡池田町魚見131字須窪3の2、4の1、5の1、6から8まで、172字須窪合1の2、1の4、1の10、2から4まで、5の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

魚見172字須窪合1の10・3・

4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・ 期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省

略し、その図面および関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第565号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

今立郡池田町水海206字花釣南2の5、4の1（次の図に示す部分に限る。）、4の2、4の3、5、7の1、8の1、10、11

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

水海206字花釣南2の5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・ 期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省

略し、その図面および関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第566号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面埋立てのしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

敦賀港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 西川 一誠

1 しゅん功認可の日
平成20年8月11日

2 しゅん功認可を受けた者の住所および名称ならびに代表者の氏名
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県
福井県知事 西川 一誠

3 埋立区域
(1) 位置
福井県敦賀市金ヶ崎町40番および2番2、同市泉字173号カブト岩1番4ならびに同市泉字167号絹掛1番1、1番4および1番3の地先公有水面

(2) 区域

ア 第3－1工区

次の各地点を順次に結んだ線および⑨の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑨の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台（

北緯35度39分54秒、東経136度03分30秒（以下「基点」という。））から
78度44分45秒 701
・ 21メートルの地点

⑤の地点 ②の地点から0度00分00秒 280.04メートルの地点

⑫の地点 ⑤の地点から90度00分06秒 98.54メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から180度00分13秒 235.14メートルの地点

⑮の地点 ⑬の地点から89度59分34秒 309.96メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から180度12分49秒 4.83メートルの地点

⑳の地点 ⑯の地点から90度00分00秒 0.74メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から101度14分08秒 2.12メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から123度44分34秒 2.12メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から146度14分32秒 2.12メートルの地点

⑳の地点 ㉓の地点から168度46分11秒 2.12メートルの地点

㉔の地点 ㉒の地点から180度00分00秒 34.68メートルの地点

イ 第3－2工区

次の各地点のうち㉕の地点から㉖の地点までを順次に結んだ線、㉖の地点と㉗の地点を結ぶ平成9年の秋分の満

潮位 (D. L. + 0. 2 9メートル) における公有水面と陸地との境界線、
③の地点と⑤の地点を結ぶ平成9年の秋分の満潮位 (D. L. + 0. 2 9メートル) における公有水面と金ヶ崎防波護岸との境界線により囲まれた区域。
⑤の地点 基点から88度40分37秒 1, 0 2 6. 5 0メートルの地点
⑨の地点 ⑤の地点から0度00分00秒 7 2. 6 4メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から89度58分51秒 2. 9 7メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から89度55分44秒 1 1. 2 8メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から89度36分17秒 1 0. 0 0メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から88度59分50秒 1 0. 0 0メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から88度05分51秒 1 0. 0 0メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から86度56分00秒 1 0. 0 0メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から85度29分10秒 1 0. 0 0メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から83度47分18秒 1 0. 0 0メートルの地点

⑤の地点 ⑦の地点から81度57分29秒 8. 9 2メートルの地点
⑦の地点 ⑤の地点から80度11分48秒 8. 9 2メートルの地点
⑨の地点 ⑦の地点から78度25分50秒 8. 9 2メートルの地点
⑪の地点 ⑨の地点から89度02分41秒 4 8. 4 1メートルの地点
⑬の地点 ⑪の地点から77度06分37秒 1 0 0. 1 3メートルの地点
⑮の地点 基点から88度21分47秒 1, 0 8 8. 3 5メートルの地点
(3) 面積
ア 第3-1工区 4 1, 7 4 9. 9 3 平方メートル
イ 第3-2工区 1 3, 8 9 4. 6 0 平方メートル
合計 5 5, 6 4 4. 5 3平方メートル
4 埋立免許の日および番号
平成10年7月8日
福井県指令港第33号
5 関係図書を備え置く市町村
敦賀市

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月3日
福井県知事 西川 一誠
1 申請のあった年月日
平成20年9月16日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人ジェイアアジア
(2) 代表者の氏名
白川博志
(3) 主たる事務所の所在地
福井県福井市長本町118番1 (方書)
アバガーデントコート長本町103
(4) 定款に記載された目的
この法人は、国内在住の外国人に対して、生活相談および支援に関する事業をはじめ、日本人に対して、他の国々の言語・文化・生活習慣を理解する社会教育に関する事業などを行い、外国人が住みやすいまちづくりと全ての人々が相互に協力できる地域社会の構築に寄与することを目的とする。
3 縦覧に供する期間および場所
(1) 縦覧に供する期間
平成20年9月16日から平成20年11月15日まで
(2) 縦覧に供する場所
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
平成20年10月3日
福井県知事 西川 一誠
1 大規模小売店舗の名称および所在地
100満保ルト福井本店
福井市新保町2字1番、2番、3番、4番、5番
福井市堂島町22字11番、12番
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー高島屋
代表取締役 柴田 清一郎
福井市順化二丁目26番23号
3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)
午前10時
(変更後)
午前9時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前9時30分から午後9時30分まで (ただし年間6日間は午前9時30分から午前0時30分まで)
(変更後)
午前8時30分から午後9時30分まで (ただし年間6日間は午前8時30分から午前0時30分まで)
4 変更する年月日
平成20年10月1日
5 変更する理由
消費者の要望に應えるため。

6	届出のあった日 平成20年9月19日	2	大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社百満ポルト小浜 代表取締役 柴田 清一郎 小浜市遠敷第54号8番地の5	公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 (2) 午前8時30分から午後5時30分まで	(変更後) 午前9時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで
	7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部ワークネット戦略室 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで		3 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前10時 (変更後) 午前9時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで (変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで		
9	意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課	4	変更する年月日 平成20年10月1日 変更する理由 消費者の要望に応えるため。 届出のあった日 平成20年9月19日	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成20年10月3日	(2) 大野市天神町1番1号 大野市産業経済部商工振興課 (1) 届出の縦覧場所 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで
	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課		6 届出のあった日 平成20年9月19日 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 小浜市遠敷一丁目101番地 福井県嶺南振興局若狭県民サービス室 (3) 小浜市大手町6番3号 小浜市市民まちづくり部商工振興課 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間		
9	意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課	8	届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成20年10月3日	(2) 大野市天神町1番1号 大野市産業経済部商工振興課 (1) 届出の縦覧場所 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで
	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課		8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間		

用する同法第5条第3項の規定により公告する。
なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

100満ボルト武鯖店

越前市塚町27字1番1、1番5、3番

1、4番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

株式会社百満ボルト武鯖

代表取締役 滝波 義榮

福井市グリーンハイツ四丁目111番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う

者の開店時刻

(変更前)

午前10時

(変更後)

午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる

時間帯

(変更前)

午前9時30分から午後9時30分ま

で

(変更後)

午前8時30分から午後9時30分ま

で

変更する年月日

平成20年10月1日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業店舗に

おいて小売業を行う主な者の氏名または

名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

株式会社百満ボルト武鯖

代表取締役 滝波 義榮

福井市グリーンハイツ四丁目111番

地

株式会社ミスターコンセント

代表取締役 丹尾 泉

福井市和田東一丁目718番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,979.56平方メートル

(3) 駐車場の収容台数

145台

(4) 駐車場の収容台数

14台

(5) 荷さばき施設の面積

100.80平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の容量

51.53立方メートル

(7) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行う

ことができる時間帯

午前8時30分から午後6時まで

6 届出のあった日

平成20年9月19日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス業振

興課

(2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁

舎

越前市産業経済部商工政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時30分ま

で

9 意見書の提出先

福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス業振興

課

武生白山土地改良区から、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第16項

の規定により、次の者が平成20年8月12

日に役員を退任した旨の届出があったので、

同条第17項の規定により公告する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 蔭山千代治 越前市千合谷町25-31

〃 小西 静男 〃 小谷町11-5

〃 中井 強 〃 栗野町8-7

〃 前野 光範 〃 黒川町50-21

〃 南谷 治海 〃 黒川町41-17

〃 竹下 真一 〃 安養寺町85-25

〃 野口 浩一 〃 曾原町1-38

〃 夏梅 敏明 〃 小杉町8-8

〃 宮下 勝実 〃 牧町17-2

〃 山下 裕己 〃 二階堂町18-8

〃 恒本 慶一 〃 都辺町19-6-2

〃 新谷 薫 〃 中野町8-23

〃 霜 哲男 〃 若須町1-6

〃 田辺 勝繁 〃 喜蒲谷町12-45

〃 東野 行雄 〃 上杉本町11-7

〃 清水宇右衛門 〃 堀町19-11

〃 木村 孝男 〃 安戸町42-16

〃 小原 正雄 〃 米口町20-13

〃 山岸 幸一 〃 丸岡町18-19

〃 清水 仙一 〃 丸岡町50-3

監 事 坂井 諭一 〃 千合谷町25-26

〃 夏梅 慶三 〃 小杉町9-4

〃 小坂 良雄 〃 丸岡町27-17

鯖江市上土地改良区から、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第16項

の規定により、次の者が平成20年8月30

日に役員を退任した旨の届出があったので、

同条第17項の規定により公告する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 若木 文義 鯖江市大野町28-13

武生白山土地改良区から、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第16項

の規定により、次の者が平成20年8月13

日に役員に就任した旨の届出があったので、

同条第17項の規定により公告する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 蔭山千代治 越前市千合谷町25-31

〃 山口 實 〃 小谷町14-5

〃 中井 強 〃 栗野町8-7

〃 前野 光範 〃 黒川町50-21

〃 南谷 治海 〃 黒川町41-17

〃 西田 正滋 〃 安養寺町38-17

〃 野口 浩一 〃 曾原町1-38

〃 夏梅 敏明 〃 小杉町8-8

〃 谷口 信夫 〃 牧町20-16

〃 山下 裕己 〃 二階堂町18-8

〃 恒本 明勇 〃 都辺町17-23

〃 東野 行雄 〃 上杉本町11-7

〃 山下 光之 〃 中野町8-56

〃 滝見 俊行 〃 若須町6-7

〃	田 辺 勝 繁	〃	菖蒲谷町12-45
〃	清水宇右衛門	〃	堀町19-11
〃	山 口 強	〃	仏谷町1-4
〃	小原 正雄	〃	米口町20-13
〃	大関 忠雄	〃	丸岡町17-20
〃	清水 仙一	〃	丸岡町50-3
監 事	坂井 諭一	〃	千合谷町25-26
〃	夏梅 慶三	〃	小杉町9-4
〃	小坂 良雄	〃	丸岡町27-17

森林法（昭和26年法律第249号）第3条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

福井県知事 西川 一誠

1 所在の不明な者の氏名

松田惣治郎、飯田宏子、幅口辰造、幅口誓、山崎佐右エ門、中尾市太郎、山崎甚七、山崎菊次郎、加藤清、加藤助造、山田継司、川瀬里子

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、平成20年6月20日福井県告示第411号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施についての通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年10月3日	
福井県知事 西川 一誠	
1	測量計画機関の名称 福井県
2	作業の種類 公共測量（2級水準測量）
3	作業の期間 平成20年9月29日から平成20年11月28日まで
4	作業の地域 福井市、あわら市、坂井市

平成二十年十月三日印
平成二十年十月三日発

刷 行

発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福 井 県
印刷人 千九一九―〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一―三三一 (株)エクシート

☎五五六七八番